

農業経営支援資金（災害資金）の概要

知事が指定した自然災害により被災した農業者等に対し、営農の維持に必要な資金について、県および市町が農業協同組合に利子補給措置を講ずることにより、低利の資金を融資します。

1. 借入対象者

以下の要件を満たし、農業協同組合の長または市町長の被災証明のあるもの

- ① 自然災害により農業用施設等に被害を受けた農業者等
- ② 減収量が平年収穫量の30%以上であり、かつ、損失額が平年農業総収入額の10%以上となった農業者等

2. 借入条件

(1) 資金の用途

- ・借入対象者①の場合
農産物の生産に必要な種苗、肥料、農薬等の資材購入費等
- ・借入対象者②の場合
農業用施設等の購入、設置、修繕または撤去に必要な資金

(2) 借入限度額

500万円（損失額の範囲内）

(3) 借入金利

最新の金利は「農業制度資金のご案内」をご確認ください。

(4) 償還期限

5年以内（うち据置1年以内）

3. 取扱融資機関

県内各農業協同組合

4. 問い合わせ先

- ・最寄りの農業協同組合
 - 福井県農林水産部園芸振興課（TEL：0776-20-0427）
 - 福井農林総合事務所農業経営支援部（TEL：0776-21-8207）
 - 坂井農林総合事務所農業経営支援部（TEL：0776-81-3222）
 - 奥越農林総合事務所農業経営支援部（TEL：0779-65-1282）
 - 丹南農林総合事務所農業経営支援部（TEL：0778-23-4534）
 - 嶺南振興局二州農林部（TEL：0770-22-5027）
 - 嶺南振興局農業経営支援部（TEL：0770-56-2221）